

# 経営者のための やさしい企業年金教室

平成24年12月25日

## 5時限目：「確定拠出年金とマッチング拠出（従業員による拠出）」

確定拠出年金（DC）については、2時限目の「企業年金制度の種類と特徴」でも説明しましたが、その中で、今回はマッチング拠出（従業員による拠出）について解説したいと思います。

企業からの掛金（拠出金）を従業員自らが運用する確定拠出年金制度は、2001年に導入された新しい仕組みです。60歳に到達するまでは現金化できない等の制約がある中で、加入者数は大きく増加傾向にあります。

他の企業年金制度と同様に、企業が支払う掛金は、全額損金計上できることに加え、退職給付債務が発生し、財務諸表に悪影響を及ぼすことを避けたい企業が、確定給付企業年金（DB）から移行する事例も多く見受けられます。また、長年の懸案であったマッチング拠出（従業員による拠出）が、解禁になっ

たことも、追い風になっているようです。

マッチング拠出は、企業・従業員双方にとってメリットが多く、導入する事業主数も順調な伸びを示しています。確定拠出年金（DC）を導入済みの企業にとっては、新たな費用はほとんど発生せず、従業員にとっては、節税効果を楽しむ魅力的な制度です。ただ、拠出できる金額については限度があるなど留意すべき点もあります。

マッチング拠出は、従業員が自らの老後と向き合い、年金制度に対する意識を向上させる大変良い機会となります。経営者の皆様にぜひ検討いただきたい制度の1つです。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会）田中 均

### <マッチング拠出（従業員による拠出）のメリットと留意点>

	企業にとって	従業員にとって
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>●従業員自らが老後資金を確保する仕組みを提供できる</li><li>●すでに確定拠出年金（DC）を導入済みであるので、追加の費用負担がほとんど発生しない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●掛金は所得控除の対象になる</li><li>●運用益は非課税である</li><li>●受け取る時は、一時金なら退職所得控除、年金なら公的年金等控除の対象になる</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●確定拠出年金の拠出限度額は変更できない</li></ul> <p>&lt;拠出限度額&gt;</p> <p>他の企業年金無し：51,000円</p> <p>他の企業年金有り：25,500円</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●従業員の拠出額は、企業の拠出額を超えることができない</li></ul> <p>（企業の拠出額が10,000円であれば上限は10,000円となる）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●運用結果は自己責任である</li></ul>